

令和8年度埼玉県親子交流支援事業業務委託
企画提案競技実施要領

離婚した父母は、相手に対する複雑な感情や心理的葛藤を有していることが多いため、父母間のみではこどもとの親子交流を実施することが困難な場合がある。

このため、別居親又は同居親からの申請に応じ、親子交流に係る事前相談や親子交流援助等の支援を行うことにより、親子交流の円滑な実施を図り、こどもの健やかな成長を図るため等の支援を行う。

については、委託先を決定する企画提案競技を行うので、参加者を募集する。

1 募集内容

(1) 委託業務名

令和8年度埼玉県親子交流支援事業業務

(2) 委託業務内容

別添「令和8年度埼玉県親子交流支援事業業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 委託業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 委託上限額

5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※固定費（1,000,000円程度を想定）に、支援実績に応じた金額を加算し、精算する。

2 参加資格の要件

複数の者による共同提案を認めるが、この場合は、代表者を定めた上で企画提案競技に参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。また、県との契約締結後、当該代表者と代表者以外の構成員で再委託契約を結ぶこととする。

再委託については、別途委託契約書に定める県の事前承認が必要となる。

なお、次の（1）から（6）までのいずれかに該当する者は、企画提案を行うことができない。共同提案又は再委託する場合、代表者以外の構成員についても同様とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により埼玉県における一般競争入札の参加を制限されている者
- (2) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加停止等の措置を受けている者
- (3) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく指名除外措置を受けている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- (5) 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等

納付すべき税金を滞納している者

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者

3 企画提案競技に関する事項

(1) スケジュール

実施要領掲載	募集開始日
質問事項受付期限	令和8年3月4日(水) 正午(厳守)
質問回答	令和8年3月5日(木)
企画提案書の提出期限	令和8年3月11日(水) 午後5時(厳守)
審査結果通知	令和8年3月30日(月)
委託契約締結	令和8年4月1日(水)

(2) 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア 令和8年度埼玉県親子交流支援事業業務委託企画提案応募申込書(様式1)

イ 企画提案書

企画提案書に添付する書類の様式は任意とするが、企画提案書は別紙「令和8年度埼玉県親子交流支援事業業務委託仕様書」に基づきA4で作成すること。

なお、提案にあたっては、「①仕様書の内容を具体化したもの」、「②仕様書に独自で上乘せするもの」、「③仕様書と異なる提案を行うもの」の別が明確に判別できるようにすること。

また、提案金額については、仕様書「6 委託金額」の「固定費」と、「親子交流支援の種類別の単価」が明確に分かるようにすること。

(ア) 基本方針

本業務を実施する上での基本方針及び貴社の強み、特に重要と考えるポイント等を記載すること。

(イ) 業務概要

仕様書の「5 委託の内容」について漏れなく記載し、具体的に提案すること。

(ウ) 業務運営体制

以下の①から⑤の点に留意し具体的に提案すること。なお、再委託を予定している場合、その予定事業者についても実施体制を記載すること。

①本業務の運営管理体制、運営管理責任者の役割等

②県及び連携団体との連絡体制及び連絡手段

③個人情報の管理、法令順守の体制

④事故があった場合等の危機管理対応等

⑤業務実施体制調書(様式2)

ウ 委託料見積書(様式任意)

(ア)「1(4) 委託上限額」に掲げる上限の範囲内で作成すること。

(イ) 経費の内訳表を作成すること。経費の内訳表の作成に当たっては、事業ご

とに区分の上、人件費、社会保険料、交通費、報償費、消耗品費、通信費、
使用料、賃借料等に区分し、すべて単価を計上する。

(ウ) 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とする。

(エ) 見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を
記載すること。

(オ) 再委託する場合は、再委託先、再委託内容、金額（総額及び積算）を明記
すること。

エ 会社概要等

法人・団体の概要が分かるもの（設立趣旨、事業内容のパンフレット等）。

なお、共同提案又は再委託する場合、代表者以外の構成員についても、法
人・団体の概要が分かるものを添付すること。

オ 本事業に類似する業務の受託実績

令和5年度以降における、本事業に類する事業の受託実績受託実績を様式3
「類似業務の受託実績について」に記載のうえ、件名、契約期間、契約金額、
契約の相手方、事業内容が明記されている契約書を添付すること。契約の相手
方は行政機関、民間事業者の別は問わない。

カ 会社定款等

定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書（提案日前3か月以内に発行さ
れたもの）又はこれに準ずる書類

キ 決算関係書類

過去1年分の貸借対照表及び資金収支計算書又はこれに準ずる書類

ク 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税（県内に事業所がある場
合）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ 欠格事項に該当しない旨の誓約書（様式4）

受託者は県の要請があった場合、「2 参加資格の要件」に該当しないこと
を証明する資料(受託者書式による証明書等)を追加提出すること。

(3) 企画提案書等の提出部数及び提出方法等

ア 提出方法

企画提案書等の提出は、電子メールとする。

※電子メール送信後、提出した旨を下記電話番号に連絡すること。

(ア) 提出先

埼玉県福祉部こども政策課 手当・ひとり親支援担当

電話 048-830-3204

メール a3320-45@pref.saitama.lg.jp

(イ) 提出期限

令和8年3月11日（水）午後5時必着

イ その他

(ア) 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。複数の提
案はできないものとする。

- (イ) 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- (ウ) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。
- (エ) 企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。
- (オ) 本企画提案は事業者の選定を目的としており、契約に当たっては提案書の内容に拘束されない。

(4) 質問事項の受付・回答

募集の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期限 令和8年3月4日（水）正午必着

イ 受付方法

「募集の内容等に関する質問書」（様式5）に記入の上、は電子メールにより提出すること。また、提出した場合は、必ず電話による到達確認を行うこと。

ウ 提出先 「3（3）ア（ア）提出先」と同様

エ 回答方法

ホームページに回答を掲載する。なお、電話等による質問には、簡易なものを除き応じない。

4 審査に関する事項

(1) 審査方法

ア 県は、令和8年度埼玉県親子交流支援事業業務審査委員会により、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、事業の企画能力などを総合的に審査し、総合点が最も高かった提案者を委託契約先候補者に決定する。

イ 評価に当たっては、提案者の知識・経験、業務基本方針、業務実施方法、広報、業務運営体制及び委託料見積額について、別途定める評価項目により審査するものとする。

(2) 審査結果の通知

審査結果は選定後、3月下旬までに参加者全員に対して通知する。

5 契約の締結について

県は、委託契約先候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は委託契約先候補者から改めて見積書を徴取し、見積書を精査のうえ、随意契約による委託契約を締結する。

委託契約先候補者と協議が整わない場合は、審査委員会において総合点が2番目に高かった者を新たに契約先候補者とする。

なお、委託契約は埼玉県財務規則等関係法令に基づき締結する。

6 その他

令和8年度予算案が議決されなかったり、減額された場合には、当該企画提案事業は無効となる。

7 問い合わせ先 提出先と同様